

社団法人全国訪問看護事業協会 一般社団定款改正案新旧比較・提案

平成23年 3月9日現在

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
第1章 総 則 (名 称) 第1条 本協会は、社団法人全国訪問看護事業協会と称する。 (事務所) 第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区新宿1丁目3番12号に置く。 2 本協会は、<u>総会</u>の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。 (目 的) 第3条 本協会は、訪問看護事業の経営、サービスの質の確保向上等に関する調査研究等を行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、国民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。 (事 業) 第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 訪問看護事業の経営、サービスの質の確保向上等に関する調査研究及び相談指導 (2) 訪問看護事業に関する研修会、講演会等の開催 (3) 訪問看護事業大会の開催 (4) 訪問看護事業に関する情報提供及び機関誌その他印刷物の刊行 (5) 内外の関連団体との連携及び交流 (6) 訪問看護に従事する者の福利厚生に関する事業 (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業 第2章 会 員 (種 別) 第5条 本協会の会員は、次の5種とし、正会員をもって民法上の社員とする。 (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した次に掲げる者 ア 指定訪問看護事業者及び訪問看護に係る指定居宅サービス事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。） イ 指定訪問看護事業者等が開設する訪問看護ステーションの管理者 (2) 準会員 本協会の目的に賛同して入会した次に掲げる者 ア 指定訪問看護及び指定老人訪問看護並びに指定居宅サービス（訪問看護に限る。）の事業（以下「指定訪問看護事業等」という。）に従事する者（(1) イに掲げる者を除く。） イ 指定訪問看護事業等を行うことを予定する者 ウ <u>指定訪問看護事業等を行うことを予定する者が開設しようとする訪問看護ステーションの準備責任者</u> (3) 特別会員 訪問看護に関し学識経験を有する者で本協会の目的に賛同して入会した個人 (4) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (5) 名誉会員 本協会の功勞のあった者で総会において推薦された者 (入 会) 第6条 正会員、準会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、<u>理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。</u> 2 入会は、<u>総会が別に定める基準により、理事会の議決を経て決定し、会長が本人に通知するものとする。</u> (入会金及び会費) 第7条 正会員及び準会員は、総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。	第1章 総 則 (名 称) 第1条 本協会は、<u>一般社団法人</u>全国訪問看護事業協会と称する。 (事務所) 第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 本協会は、<u>理事会</u>の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。<u>またこれを変更又は廃止する場合も同様とする。</u> 第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 本協会は、訪問看護事業の経営、サービスの質の確保向上等に関する調査研究等を行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、国民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。 (事 業) 第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 訪問看護事業の経営、サービスの質の確保向上等に関する調査研究及び相談指導 (2) 訪問看護事業に関する研修会、講演会等の開催 (3) 訪問看護事業大会の開催 (4) 訪問看護事業に関する情報提供及び機関誌その他印刷物の刊行 (5) 内外の関連団体との連携及び交流 (6) 訪問看護に従事する者の福利厚生に関する事業 (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業 2 <u>前項の事業は、日本全国において行うものとする。</u> 第3章 会 員 (種 別) 第5条 本協会の会員は、次の5種をもって構成し、正会員を<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「法人法」という。)</u>に規定する社員とする。 (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した次に掲げる者 ア 指定訪問看護事業者及び訪問看護に係る指定居宅サービス事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。） イ 指定訪問看護事業者等が開設する訪問看護ステーションの管理者 (2) 準会員 本協会の目的に賛同して入会した次に掲げる者 ア 指定訪問看護並びに指定居宅サービス（訪問看護に限る。）の事業（以下「指定訪問看護事業等」という。）に従事する者（(1) イに掲げる者を除く。） イ 指定訪問看護事業等を行うことを予定する者 (3) 特別会員 訪問看護に関し学識経験を有する者で本協会の目的に賛同して入会した個人 (4) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (5) 名誉会員 本協会の功勞のあった者で総会において推薦された者 (入 会) 第6条 正会員、準会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、<u>会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。</u> 2 入会は、<u>会長が別に定める規定による手続きが完了した者を会長が本人に通知するものとする。</u> (入会金及び会費) 第7条 正会員及び準会員は、総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。	一般法＝一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号) 第5条 一般社団法人はその種類に従い、その名称中に一般社団法人という文字を用いなければならない。 事務所の所在地は、最小行政区画（市町村・特別区）まで記載すればよく、それ以上の記載をすると移転時に定款変更が必要となる。 法人の目的（法人が行う事業）は、<u>必要的記載事項である。（法人法11条1項1号）</u> 法人は法令の規定に従い、定款に定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要がある。 定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがある。 一般法人に移行する場合の定款の変更の案においては、<u>公益目的支出計画の実施事業が、定款に位置付けられている必要がある。</u> 会員の種別を設けても問題はないが、社員すなわち議決権のある会員を明らかにする必要がある。 「社員」は、<u>社団法人の存立の基礎となる構成員であり、社員総会での議決権を有し、定款で定めるところにより法人に経費を支払う義務を負う。（法人法27条、48条）</u> 法人法の名称とは異なる通称や略称を定款に使用する場合（例えば、社員を「会員」と表記するような場合）には「<u>法律上の名称</u>」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある。 指定訪問看護事業者（健康保険法第89条） 指定居宅サービス事業者（介護保険法第8条第1項・第41条第1項） 社員の資格の得喪に関する規定は定款の必須記載事項（一般法第11条第1項） 社員に対しては、定款の定めにより会費等の経費負担を義務付けることができる。（一般法第27条）

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
(会員の資格喪失) 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。 (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。 (4) 2年以上会費を滞納したとき。 (5) 除名されたとき。 (退 会) 第9条 正会員、準会員、特別会員及び賛助会員は、<u>理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。</u> (除 名) 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (抛出金品の不返還) 第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。 第3章 役 員 (種別及び定数) 第12条 本会に次の役員を置く。 理事 25人以上30人以内 監事 2人 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、6人以内を常務理事とする。 (選任等) 第13条 理事及び監事は、総会において、正会員及び特別会員の中から選任する。 2 会長、副会長及び常務理事は、<u>理事の互選によりこれを定める。</u> 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。 4 <u>理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</u> 5 <u>監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</u> (職 務) 第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、<u>会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u> 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を分担処理する。 4 <u>理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。</u>	(会員の資格喪失) 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) <u>総正会員の同意があるとき。</u> (3) <u>成年後見制度の後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</u> (4) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。 (5) 2年以上会費を滞納したとき。 (6) 除名されたとき。 (退 会) 第9条 正会員、準会員、特別会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。 (除 名) 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。 <u>この場合、その会員に対し、総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</u> (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (抛出金品の不返還) 第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。 第4章 役 員 (役員の設置) 第12条 本会に次の役員を置く。 理事 15人以上30人以内 監事 2人 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、6人以内を常務理事とする。 3 <u>前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(以下、「業務執行理事」という。)とする。</u> (選任等) 第13条 理事及び監事は、総会において、正会員及び特別会員の中から選定する。 2 会長・副会長・常務理事は、<u>理事会において選定及び解職する。</u> 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。 4 <u>一般社団法人・財団法人法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。</u> (役員の職務及び権限) 第14条 <u>理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</u> 2 <u>会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</u> 3 <u>副会長は会長を補佐し、業務を執行する。</u> 4 <u>常務理事は、本会の業務を分担執行する。</u> 5 <u>副会長、常務理事の権限は、理事会が別に定めるところによる。</u> 6 <u>代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u>	(任意退社) 法律上、社員には退会の自由が保障されており、社員はいつでも退会することができる。 なお、退会に条件を付すなど、定款で別段の定めを設けることを妨げないが、その場合であつてもやむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退会することができる(一般法第28条)こととしなければならない。 (法定退社) 法定退社事由は次の4つである。(一般法第29条) 1 定款で定めた事由の発生 2 総社員の同意 3 死亡(法人社員は解散) 4 除名 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によりすることができる。 この場合、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。(一般法第30条第1項) 社員を除名したときは、除名した社員にその旨を通知しなければならない。(一般法第30条第2項) * 整備法 = 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第50号) 特例民法法人は、法施行時(平成20年12月1日)の理事・監事が、それぞれ新制度の理事・監事とみなされる。(整備法第48条第1項) 特例社団法人である間の理事・監事の選解任方法、任期、資格については従前の規定を適用する。(整備法第48条第2、3項) 理事は3人以上必要である。(一般法第60条第1項、第65条第3項) 監事は1人以上必要である。(一般法第61条) 代表理事と業務執行理事は、いずれも複数人でもよい。 理事会設置法人は、代表理事を設けなければならない。 業務執行理事の設置は任意である。 代表理事が複数人いるときは、「そのうち1名を会長とする」等と規定する。 代表理事と会計監査人は、そのまま新制度の代表理事と会計監査人にならないので、設置するには改めて手続きが必要となる。 理事・監事は、社員総会の決議により選任する。社員総会の決議以外の方法は認められないので十分に注意が必要である。(一般法第63条第1項) 理事等を会員の中から選定する規定は残してもよい。 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事(2人以上ある場合はその過半数)の同意を受けなければならない。(一般法第72条第1項、第73条第1項) 理事の職務については理事会からの委任制限(一般法第90条第4項)、競業及び利益相反取引の制限(一般法第84条第1項)に留意 代表理事の選任は理事会で行うので、代表理事の職務代行は、理事会で決議することが望ましい。 代表理事と業務執行理事は、3箇月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない(一般法第91条第2項)ため、理事会を年4回以上開催しなければならない。これをさけるため、左記の表現とした。

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
5 監事は次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 財産及び会計の状況を監査すること。</u> <u>(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。</u> <u>(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は厚生労働大臣に報告すること。</u> <u>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。</u> (任 期) 第 1 5 条 <u>役員</u>の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 <u>2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u> <u>3 役員は、辞任又は任期満了後の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</u> (解 任) 第 1 6 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。<u>この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</u> <u>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</u> <u>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</u> (報酬等) 第 1 7 条 <u>役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。</u> 2 役員には費用を弁償することができる。 3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。	7 監事は次に掲げる業務を行う。 (1) <u>理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をする。</u> <u>(2) いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。</u> (任 期) 第 1 5 条 <u>理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。</u> <u>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。</u> <u>4 理事又は監事については、再任を妨げない。</u> (欠 員) 第 1 6 条 <u>理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</u> <u>2 会長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。</u> (解 任) 第 1 7 条 <u>役員は、いつでも第32条に定める総会の決議により、解任することができる。</u> (報酬等) 第 1 8 条 <u>役員は原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。</u> <u>3 前第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</u> (損害賠償責任の免除) 第 1 9 条 <u>この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</u>	理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。(一般法第66条)。ただし定款又は社員総会の決議で短縮することができる。とされている。 監事の任期は、選任後4年(定款で2年まで短縮可)以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。(一般法第67条第1項) 一般法第66条ただし書き、第67条第2項の規定に基づき、左記のとおり定款を定める。 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。(一般法第75条第1項) (一般法第79条第1項) 理事・監事は、いつでも社員総会の決議により解任することができる。(一般法第70条第1項) 理事及び監事の報酬は原則定款で定めるが、定款に定めがない場合は社員総会の決議により定めるので、定款上の規定はなくとも差し支えない。(一般法第89条、第105条) 「役員報酬規定」・「役員退職手当規定」現在規定有り。 理事・監事の一般社団法人に対する責任は、総社員の同意がなければ免除できない。(一般法第112条)しかし、次の2つの例外がある。 1 役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から一般社団法人・財団法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除した額を限度として、社員総会の決議によって損害賠償責任を免除することができる。(一般法第113条第1項) 2 監事を設置している一般社団法人は、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除した額を限度として、損害賠償責任を免除する旨を定款に規定することができる。(一般法第114条第1項) 以上の規定を設けた場合であっても、悪意又は重大な過失があった場合の第三者に対する損害賠償責任は免除されない。(一般法第117条)

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
第 4 章 顧問等その他の機関 (顧 問) 第 1 8 条 本協会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、学識経験のある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。 4 顧問は、<u>無給</u>とする。 (委 員 会 等) 第 1 9 条 会長は、事業達成のため必要な委員会等を理事会の議決を経て設置し、その会を構成する委員を、会員又は会員以外の者に委嘱することができる。 2 委員は、会長から委託された事項を処理する。 3 委員は、<u>無給</u>とする。 第 5 章 総 会 (種 別) 第 2 0 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。 (構 成) 第 2 1 条 総会は、正会員をもって構成する。 (権 能) 第 2 2 条 <u>総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。</u> (開 催) 第 2 3 条 通常総会は、<u>毎年 2 回</u>開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。 (3) <u>第 1 4 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</u>	第 5 章 顧問等その他の機関 (顧 問) 第 2 0 条 本協会に顧問を置くことができる。 2 顧問は、学識経験のある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。 4 顧問は、<u>無報酬</u>とする。 (委 員 会 等) 第 2 1 条 会長は、事業達成のため必要な委員会等を理事会の議決を経て設置し、その会を構成する委員を、会員又は会員以外の者に委嘱することができる。 2 委員は、会長から委託された事項を処理する。 3 委員は、<u>無報酬</u>とする。 第 6 章 総 会 (種 別) 第 2 2 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。 (構 成) 第 2 3 条 総会は、正会員をもって構成する。 2 <u>前項の総会をもって一般社団・財団法人法に規定する法律上の社員総会とする。</u> (権 能) 第 2 4 条 <u>総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。</u> 一 <u>会員の除名</u> 二 <u>理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮</u> 三 <u>役員の報酬等の額及びその支給基準</u> 四 <u>一般社団・財団法人法第 1 1 3 条に規定する役員の責任の一部免除</u> 五 <u>役員の責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給</u> 六 <u>定款の変更</u> 七 <u>事業の全部の譲渡</u> 八 <u>解散及び継続</u> 九 <u>合併契約の承認</u> 十 <u>一般社団・財団法第 2 3 9 条 2 項に規定する残余財産の帰属の決定</u> 十一 <u>役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任</u> 十二 <u>正会員による招集の請求により招集された総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任</u> 十三 <u>入会金及び会費</u> 十四 <u>事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認</u> 十五 <u>事業報告書並びに計算書類及び財産目録の承認</u> 2 <u>総会は、前項第 1 1 号又は第 1 2 号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。</u> (開 催) 第 2 5 条 通常総会は、<u>毎年度 6 月に 1 回</u>開催するほか、<u>必要がある場合に</u>開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。	「研究倫理委員会規定」は規定有り 社員総会は、「一般社団・財団法人法に規定する事項」及び「定款に定めた項」に限り、決議することができる。 法定決議事項（一般法第 3 0 条） 法定決議事項（一般法第 6 3 条、第 6 6 条、第 7 0 条） 法定決議事項（一般法第 8 9 条、第 1 0 5 条） 法定決議事項（一般法第 1 1 3 条） 法定決議事項（一般法第 1 1 3 条第 4 項、第 1 1 4 条第 5 項、第 1 1 5 条第 5 項） 法定決議事項（一般法第 1 4 6 条） 事業の全部の譲渡は法定決議事項（一般法第 1 4 7 条）。事業の一部譲渡は理事会でも可 法定決議事項（一般法第 1 4 8 条、第 1 5 0 条） 法定決議事項（一般法第 2 4 7 条、第 2 5 1 条、第 2 5 7 条） 定款規定だけでは残余財産の帰属先が定まらない場合は記載（一般法第 2 条第 2 項） 法定決議事項（一般法第 5 5 条） 法定決議事項（一般法第 5 5 条） 計算書類と財産目録は法定決議事項（一般法第 1 2 6 条第 1 項） 社員総会の招集を決定する理事会で社員総会の目的とされた事項以外の事項については、決議することができない。（一般法第 4 3 条第 3 項）したがって、議案の内容を変更してもよいが、「議題」そのものは変更できない。

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
(招 集) 第 2 4 条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。	(招 集) 第 2 6 条 定時総会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に、臨時総会は必要に応じて随時、招集する。 2 総会は、会長が招集する。 3 総会を招集する場合には、会長は次の事項を通知しなければならない。 一 総会の日時及び場所 二 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していないときはその旨)を含む。） 三 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限 四 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項 (招集通知) 第 2 7 条 会長は、総会の日 2 週間前までに、正会員に対して、前条第 3 項各号に掲げる事項（第 2 9 条により総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。 2 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第 4 1 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。 一 総会参考書類 二 議決権行使書面 (議 長) 第 2 8 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。 (定 足 数) 第 2 9 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。 (議決権) 第 3 0 条 正会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。 (議決権の代理行使) 第 3 1 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第 3 2 条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。 (議 決) 第 3 2 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上でかつ総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 一 会員の除名 二 監事の解任 三 一般社団・財団法人法第 1 1 3 条第 1 項に規定する役員の責任の一部免除 四 定款の変更 五 事業の全部の譲渡 六 解散及び継続 七 合併契約の承認 (議決の省略) 第 3 3 条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 2 6 条第 3 項の理事会において定めるものとし、第 2 6 条から前条までの規定は適用しない。	定時社員総会は毎事業年度終了後一定の時期に、臨時社員総会は必要に応じて随時、招集する。(一般法第 3 6 条第 1 , 2 項) 招集権者は、他の理事でもよい。(一般法第 3 6 条第 3 項) 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。(一般法第 3 8 条) 左記の一～四 理事は、社員総会の日 1 週間(書面評決を予定しているときは 2 週間)前までに、書面(社員の承諾があった場合は電磁的方法も可能)によりその通知を発しなければならない。(一般法第 3 9 条第 1 項) 書面評決を予定している場合は、次の書類を交付(又は電磁的方法で通知)しなければならない。(一般法第 4 1 条) 1 社員総会参考書類(議案とその参考事項等を記載する。) 2 議決権行使書(各議題の賛否、議決権行使期間、社員名を記載する。) 社員総会の議長の決定方法を定める。議長は代表理事としてもよいが、代表理事が複数人いるときはさらに選定方法を記載する。議長は出席社員のうちから選定する旨定めてもよい。 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。(一般法第 4 9 条第 1 項) 社員総会において、社員は各 1 個の議決権を有する。ただし会費の額に応じて議決権に差を設けるなど、定款で異なる定めもできる。(一般法第 4 8 条第 1 項) なお、社員総会で決議する事項の全部について、特定の社員が議決権を行使することができない旨の定款の規定は無効である。 代理人に議決権行使をさせる場合は、社員又は代理人は委任状(又は電磁的記録)を一般社団法人に提出しなければならない。(一般法第 5 0 条第 1 項) 次の場合は、社員総会の特別決議(総社員の半数以上でかつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上)が必要である。(一般法第 4 9 条第 2 項) (一般法第 3 0 条第 1 項) (一般法第 7 0 条第 1 項) (一般法第 1 1 3 条第 1 項) (一般法第 1 4 6 条) (一般法第 1 4 7 条) (一般法第 1 4 8 条・第 1 5 0 条) (一般法第 2 4 7 条、第 2 5 1 条第 1 項、第 2 5 7 条) 社員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。(一般法第 5 8 条第 1 項)

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
(書面表決等) 第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。	(書面による議決権行使) 第34条 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、第27条第2項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第32条の議決権の数に算入する。	書面評決が適法にされたときは、当該議決権数を議決権の数に算入する。 (一般法第51条第2項、第52条第3項)
(議事録) 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者指名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。	(議事録) 第35条 総会の議事については、一般社団・一般財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、署名、押印しなければならない。	議事録の作成義務を規定する。(一般法第57条第1項) 議事録署名人の規定は、削除して差し支えない。 そのかわり、議事録には議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記録する。(一般規則第11条第3項第6号)が、議事録作成者は出席会員から選定しなくても差し支えないので、たとえば議長が議事録作成者となっても差し支えない。
第6章 理事会 (構成) 第30条 理事会は、理事をもって構成する。	第7章 理事会 (理事会の設置) 第36条 この法人に、理事会を設置する。 2 理事会は、すべての理事で構成する。	登記手続上、議長及び議事録作成者を代表理事とし、代表理事印を議事録に押印すると手間が省ける。
(権能) 第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	(権限) 第37条 理事会は、次の事項を議決する。 一 総会の招集に関する事項 二 会長、副会長、常務理事の選定及び解職 三 重要な財産の処分及び譲受け 四 多額の借財 五 重要な使用人の選任及び解任 六 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止 七 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備 八 一般社団・財団法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除 九 その他この法人の業務の執行に関する事項(総会の決議を要する事項を除く。)	法移行時(平成20年12月1日)に理事会を設置している特例民法法人は、そのまま新制度の理事会を設置していることにならないので、定款を変更して新制度の理事会を設置するまでは従前の制度が適用される。 理事会を設置するには理事が3人以上必要である。(一般法第65条第3項)また理事会を設置すると、監事設置義務(一般法第61条)と代表理事設置義務(一般法第90条第3項)が生じる。
(種類及び開催) 第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。 2 通常理事会は、毎年2回開催する。 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。 (3) 第14条第5号第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。	(種類及び開催) 第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。 2 通常理事会は、毎年2回開催する。	(一般法第38条第2項) (一般法第90条第2項) (一般法第91条第1項) (一般法第90条第4項) (同 上) (同 上) (同 上)
(招集) 第33条 理事会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。	(招集) 第39条 理事会は、会長が招集する。 2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。	招集権者は、理事でなければならない。なお招集権者は、定款で記載せず理事会で決定してもよい。(一般法第93条第1項) 理事会を招集する場合には、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事には、その通知を発しなければならない。ただし理事及び監事の全員の同意があるときには、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。(一般法第94条)
(議長) 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。	(議長) 第40条 理事会の議長は、会長とする。	
(定足数等) 第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。	(決議) 第41条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。	理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。ただしその決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 (一般法第95条)

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
第 7 章 財産及び会計 ＊第 4 6 条の規定(残余財産の処分) (財産の構成) 第 3 6 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。 （１）入会金及び会費 （２）寄付金品 （３）財産から生じる収入 （４）事業に伴う収入 （５）その他の収入 (財産の管理) 第 3 7 条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、 会長が別に定める。 (経費の支弁) 第 3 8 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第 3 9 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。 (暫定予算) 第 4 0 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 (事業報告及び決算) 第 4 1 条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。	(決議の省略) 第 4 2 条 会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。 (議事録) 第 4 3 条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第 9 5 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。 第 8 章 財産及び会計 (剰余金の処分制限) 第 4 4 条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。 2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。 (残余財産の帰属) 第 4 5 条 清算をする場合において、この法人の残余財産は、類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に帰属させるものとする。 (事業計画及び予算) 第 4 6 条 会長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書並びに収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。 (暫定予算) 第 4 7 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 (事業報告及び決算) 第 4 8 条 会長は、各事業年度経過後 3 箇月以内に次の書類を作成し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号の書類については監事の作成した監査報告書を添付して、各事業年度経過後 3 箇月以内に定時総会の承認を受けなければならない。 一 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書 二 事業報告 三 一、二の附属明細書 四 財産目録 2 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。	本規定は、定款上に定めがなければ実施できない。 理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案に異議を述べたときを除く。）は、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。（一般法第 9 6 条） 議事録の作成義務を規定する。（一般法第 9 5 条第 3 項） 剰余金の分配を行わない規定は税法上「非営利性が徹底された法人」の必須条件 第 4 2 条と第 4 3 条の規定は、一般社団法人の場合に法人税法上の収益事業課税の要件と関連するので十分注意すること。 （一般法第 3 5 条第 3 項参照） 残余財産を公益的な団体に贈与規定は税法上「非営利性が徹底された法人」の必須条件 残余財産の帰属を規定する。（一般法第 2 3 9 条） 社員に残余財産の分配をする定款規定は無効である。（一般法第 1 1 条第 2 項、一般法第 3 5 条第 3 項） 内部管理事項として、事業計画と収支予算の立案、決定方法を規定すべきである。 内部管理事項として、事業報告と決算の承認方法を規定する。 法律上、定時社員総会の承認を受けることを義務付けられているのは、第 1 号と第 4 号の書類であるが、今回は第 2 号（事業報告）を加えている。） 貸借対照表等を公告しなければならない。（一般法第 1 2 8 条）

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
(長期借入金) 第42条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。 (会計年度) 第43条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得なければ変更することができない。 (解 散) 第45条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散する。 (残余財産の処分) 第46条 本協会の解散のとき有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	(事業年度) 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 第9章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第50条 この定款を変更する時は、第32条第2項四号に規定する総会の決議をしなければならない。 (解 散) 第51条 この法人は、次の事由により解散する。 一 第32条第2項六に規定する総会による解散の決議があったとき。 二 社員が欠けたとき 三 合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。） 四 破産手続開始の決定 五 裁判所による解散命令があったとき *第45条に規定（残余財産の帰属） 第10章 情報開示 (帳簿及び書類等の備付け及び閲覧) 第52条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。 一 定款 二 会員名簿 三 総会で議決権代理行使をした場合の委任状 四 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書 五 第33条に規定する総会の決議の省略をした場合の同意書 六 総会の議事録 七 第39条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書 八 理事会の議事録 九 会計帳簿 十 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書 (公 告) 第53条 この法人の公告方法は、電子公告による方法とする。	事業年度は必須事項である。(一般法第11条) 一般社団法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。(一般法第146条) 法定解散事由であることに留意する。(一般法第148条) (一般法第14条第1項) (一般法第32条第1項) (一般法第50条第5項) (一般法第51条、52条) (一般法第58条第2項) (一般法第57条第2項) (一般法第97条第1項) (一般法第97条第1項) (一般法第120条第2項) (一般法第129条第1項) 公告方法は定款の必須記載事項（一般法第11条第1項）であり、次のいずれかの方法による。(一般法第331条第項) 1 官報に掲載する方法 2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 3 電子公告による方法 4 主たる事務所の講習の見やすい場所に掲示する方法 公告期間は次のように規定されている。(一般法第332条、一般規定第88条第2項) 1 電子公告による方法：定時社員総会の終結の日後5年を経過する日 2 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法：当該公告開始後1年を経過する日

現 行 の 定 款	定 款 の 改 正 案	根 拠 等 提 案 理 由
第9章 事務局 （設置等） 第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>総会</u>の議決を経て、会長が別に定める。 （備付け帳簿及び書類） 第48条 <u>事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。</u> （1）定款 （2）会員名簿及び会員の異動に関する書類 （3）理事、監事及び職員の名簿及び履歴書 （4）許可、認可等及び登記に関する書類 （5）定款に定める機関の議事に関する書類 （6）収入、支出に関する帳簿及び証拠書類 （7）資産、負債及び正味財産の状況を示す書類 （8）その他必要な帳簿及び書類 第10章 補 則 （委 任） 第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、<u>総会</u>の議決を経て、会長が別に定める。 附 則 1 この定款は、本協会の設立の許可のあった日から施行する。 2 本協会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。 3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。 附 則 この定款の一部変更は、厚生労働大臣の許可のあった日（平成12年7月21日）から施行する。 附 則 この定款の一部改正は、厚生労働大臣の許可のあった日（平成13年4月25日）	第11章 事務局 （設置等） 第54条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3 事務局長は<u>理事会</u>の承認を得て会長が任免する。 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>理事会</u>の議決を経て、会長が別に定める。 第12章 補 則 （委 任） 第55条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、<u>理事会</u>の議決を経て、会長が別に定める。 附 則 この定款の変更は、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に規定する登記をすることを停止条件として成立するものとし、当該登記をした日から施行する。</u> 2 この法人の最初の代表理事は長沼明とする。 3 <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替て準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</u>	「事務処理規則」・「就業規則」・「職員給与規定」・「職員退職手当」 「職員退職手当支給細則」は現行規定有り